

諮問（情）第 50 号

## 答 申

**第 1 審査会の結論**

〇〇〇〇に係る訴訟（以下「本件訴訟」という。）関係文書の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定は、妥当である。

**第 2 異議申立てに至る経緯****1 公文書の公開請求**

異議申立人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 1 月 20 日付けで、諮問庁に対し、本件請求を行った。

**2 原決定**

諮問庁は、本件請求において、対象公文書が到達したばかりであり、かつ、対象公文書の内容が複雑なため、条例第 12 条第 1 項に定める決定期間内にその内容を整理して公開・非公開の判断をすることが困難であるとして、同条第 2 項の規定により、公開決定等の期間の延長を行い、通知した。

諮問庁は、本件請求に係る対象公文書として、次の 4 つの文書を特定し、平成 27 年 3 月 4 日付けで一部公開決定を行い、平成 27 年 3 月 24 日付けで同決定の一部変更決定（以下これらを合わせて「原決定」という。）を行った。

- (1) 本件訴訟の訴状の供覧文書（以下「文書 1」という。）
- (2) 本件訴訟の第 1 回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状（以下「文書 2」という。）
- (3) 本件訴訟の訴状（以下「文書 3」という。）
- (4) 本件訴訟の訴状に係る証拠物写（以下「文書 4」という。）

**3 異議申立て**

異議申立人は、原決定を不服として、平成 27 年 5 月 24 日に、諮問庁に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

原決定の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるというものである。

(1) 本件訴訟関係文書は、民事訴訟法第91条の規定により裁判所に行けば誰でも閲覧することができ、裁判例によっても、訴訟記録に記載された情報は、「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとの判断が確定している。

(2) 事件番号の情報は、各裁判所において事件ごとに付される番号であり、事件を識別するための符号である。本件訴訟の事件番号及び本件訴訟の訴状に記載された過去の訴訟の事件番号は、条例第7条第1号本文に規定する非公開情報には該当しないと考えるが、仮に該当する場合でも、同号の例外規定である同号ただし書アの「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。本件訴訟に係る事件番号及び本件訴訟の訴状に記載された過去の訴訟の事件番号の情報は、同条第2号に該当することもないのであるから、これらの事件番号の情報を公開すべきである。

(3) 平成23年2月23日付け神奈川県情報公開審査会答申第553号では、訴訟記録が誰でも閲覧できる情報であるとの理由で、神奈川県警察本部長の存否応答拒否処分を取り消す判断をしている。

(4) 他の地方公共団体では、事件番号の情報を公開している。

### 第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 非公開情報

原決定において非公開とした部分は、次のとおりである。

(1) 文書2から文書4まで中、事件番号、原告氏名（原告代表者を除く。）、住所並びに不動産登記簿謄本の不動産番号、受付年月日、受付番号及び権利部（乙区）の記載等

(2) 文書3中、過去の民事訴訟の事件番号

(3) 文書4中、甲第4号証及び甲第5号証の担当者名

- (4) 文書3及び文書4中、甲第8号証、甲第11号証、甲第16号証、甲第17号証及び甲第18号証（建物の状況、違反是正の方向性や具体的な検討内容を特定できる情報に限る。）

## 2 非公開とする理由

### (1) 条例第7条第1号該当性

#### ア 条例第7条第1号本文該当性

##### (ア) 前記1(1)の非公開情報のうち事件番号

事件番号は、受訴裁判所において訴訟事件ごとに付される識別番号であり、当該事件が係属する裁判所名とその事件番号により当該事件を特定することができる。

何人も裁判所書記官に対し訴訟記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法第91条第1項）ことから、事件番号により訴訟事件を特定して訴訟記録を閲覧することで、何人も、訴訟記録に記載された原告の氏名、住所等を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなる。

このため、事件番号は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であり、条例第7条第1号本文の個人識別情報に該当する。

##### (イ) 前記1(1)の非公開情報のうち原告の住所・氏名

原告の住所・氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文の個人識別情報に該当する。

##### (ウ) 前記1(1)の非公開情報のうち不動産登記簿謄本の不動産番号、受付年月日、受付番号及び権利部（乙区）の記載等

原告の所有する当該マンションに係る不動産登記簿謄本の不動産番号、受付年月日、受付番号及び権利部（乙区）の記載等は、これらの情報のみでは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものには当たらないが、これらの情報と当該マンションの不動産登記簿謄本とを照合することにより、原告が誰であるかを特定することができる。

このため、これらの情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であり、条例第7条第1号本文の個人識別情報に該当する。

##### (エ) 前記1(2)の非公開情報

前記(ア)と同様に、民事訴訟の事件番号は、条例第7条第1号本文の個人識別

情報に該当する。

(オ) 前記1(3)の非公開情報

甲第4号証の個人名は不動産業者の担当者名であり、甲第5号証の個人名は指定確認検査機関である民間会社の担当者名である。これらは、条例第7条第1号本文の個人識別情報に該当する。

(カ) 前記1(4)の非公開情報

本件訴訟に係るマンションに係る建物の状況、違反是正の方向性や具体的な検討内容を特定できる情報は、当該マンションの資産価値の下落を招くおそれのある情報であり、公表されていない情報である。

この情報は、所有者が個人の場合には、そのみでは個人識別情報には当たらないが、この情報と当該マンションの不動産登記簿謄本とを照合することにより、所有者が誰であるかを特定することができ、特定の個人の財産の資産価値の下落を招くおそれのある情報が明らかになる。

このため、この情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であり、条例第7条第1号本文の個人識別情報に該当する。

イ 条例第7条第1号ただし書ア該当性

条例第7条第1号ただし書アの「法令若しくは他の条例の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られ、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しないものというべきである。

民事訴訟法第91条第1項に基づく訴訟記録の閲覧制度については、同条第2項及び同法第92条に例外規定があり、訴訟記録はいかなる場合であっても閲覧できるとはされていないこと、また、訴訟記録の閲覧については、閲覧を希望する事件の事件番号や当事者名を特定していなければ閲覧は拒否されるとして、訴訟記録が高知県情報公開条例に定める「法令等の規定により何人も閲覧できるとされている情報」に該当しないとした裁判例がある。

また、民事訴訟法第91条第1項から第5項までの趣旨に照らせば、同条第1項は、訴訟記録の閲覧を請求する者によって対象とする事件が特定されていることを前提としてその記録の閲覧を請求することを認める規定であり、対象とする事件が特定されることなく訴訟記録中に存在する情報の開示を別途請求することを認めるものではなく、裁判所に対してその開示を義務付けるものでもないことから、同項があることから直ちに、訴訟記録に含まれる情報が情報公開法第5条

第1号ただし書イに定める「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないとした裁判例がある。

したがって、上記アの各非公開情報は、条例第7条第1号ただし書アの「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たらない。

ただし、原告代表者の氏名については、本件訴訟の提訴当時に原告代表者が記者会見を行い、新聞報道により氏名が公にされているため、条例第7条第1号ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することから、公開している。

ウ 条例第7条第1号該当性

以上により、上記アの各非公開情報は、条例第7条第1号の非公開情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ア該当性

ア 前記1(4)の非公開情報

本件訴訟に係るマンションの建物の状況、違反是正の方向性や具体的な検討内容を特定できる情報は、当該マンションの資産価値の下落を招くおそれのある情報であり、公表されていない情報である。

これが公にされた場合には、当該マンションの所有者が法人の場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号アに規定する非公開情報に該当する。

## 第5 審査会の判断

### 1 非公開情報

原決定に対する異議申立てに係る非公開部分は、次の情報であると認められる。

- (1) 文書2から文書4まで中、事件番号、原告氏名（原告代表者を除く。）、住所並びに不動産登記簿謄本の不動産番号、受付年月日、受付番号及び権利部（乙区）の記載等
- (2) 文書3中、過去の民事訴訟の事件番号
- (3) 文書4中、甲第4号証及び甲第5号証の担当者名
- (4) 文書3及び文書4中、甲第8号証、甲第11号証、甲第16号証、甲第17号証及び甲第18号証（建物の状況、違反是正の方向性や具体的な検討内容を特定できる情報に限る。）

## 2 非公開とする理由

### (1) 条例第7条第1号該当性

#### ア 条例第7条第1号本文該当性

##### (ア) 前記1(1)の非公開情報のうち事件番号

事件番号は、受訴裁判所において訴訟事件ごとに付される識別番号であり、当該事件が係属する裁判所名とその事件番号により当該事件を特定することができる。

何人も裁判所書記官に対し訴訟記録の閲覧を請求することができる（民事訴訟法第91条第1項）ことから、事件番号により訴訟事件を特定して訴訟記録を閲覧することで、何人も、訴訟記録に記載された原告の氏名、住所等を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなる。

このため、事件番号は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であり、条例第7条第1号本文の個人識別情報に該当する。

##### (イ) 前記1(1)の非公開情報のうち原告の住所・氏名

原告の住所・氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文の個人識別情報に該当する。

##### (ウ) 前記1(1)の非公開情報のうち不動産登記簿謄本の不動産番号、受付年月日、受付番号及び権利部（乙区）の記載等

原告の所有する当該マンションに係る不動産登記簿謄本の不動産番号、受付年月日、受付番号及び権利部（乙区）の記載等は、これらの情報のみでは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものには当たらないが、これらの情報と当該マンションの不動産登記簿謄本とを照合することにより、原告が誰であるかを特定することができる。

このため、これらの情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であり、条例第7条第1号本文の個人識別情報に該当する。

##### (エ) 前記1(2)の非公開情報

前記(ア)と同様に、民事訴訟の事件番号は、条例第7条第1号本文の個人識別情報に該当する。

##### (オ) 前記1(3)の非公開情報

甲第4号証の個人名は不動産業者の担当者名であり、甲第5号証の個人名は指定確認検査機関である民間会社の担当者名である。これらは、条例第7条第

1号本文の個人識別情報に該当する。

(カ) 前記1(4)の非公開情報

本件訴訟に係るマンションに係る建物の状況、違反是正の方向性や具体的な検討内容を特定できる情報は、当該マンションの資産価値の下落を招くおそれのある情報であり、公表されていない情報である。

この情報は、所有者が個人の場合には、そのみでは個人識別情報には当たらないが、この情報と当該マンションの不動産登記簿謄本とを照合することにより、所有者が誰であるかを特定することができ、特定の個人の財産の資産価値の下落を招くおそれのある情報が明らかになる。

このため、この情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であり、条例第7条第1号本文の個人識別情報に該当する。

イ 条例第7条第1号ただし書ア該当性

異議申立人は、訴訟記録に記載された情報は、民事訴訟法第91条の規定により裁判所に行けば誰でも閲覧することができ、条例第7条第1号アの「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する旨を主張し、本件非公開情報の公開を求めているのに対し、諮問庁は、上記アの各非公開情報は条例第7条第1号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アには該当しない旨を主張し、同号の非公開情報に該当すると主張していることから、同号ただし書アの該当性の当否について検討する。

まず、条例第7条第1号ただし書アの「法令若しくは他の条例の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られ、公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しないものと解される。

次に、裁判所における訴訟記録の閲覧については、民事訴訟法第91条第1項から同条第5項までの趣旨に照らせば、同条第1項は、訴訟記録の閲覧を請求する者によって対象とする事件が特定されていることを前提としてその記録の閲覧を請求することを認める規定であり、対象とする事件が特定されることなく訴訟記録中に存在する情報の開示を別途請求することを認めるものではなく、裁判所に対してその開示を義務付けるものでもないことから、訴訟記録に記載された情報は何人にも無条件で閲覧が認められた情報ということとはできないと解するのが最近の裁判例（東京高等裁判所平成23年7月14日判決・平成23年（行コ）

第 27 号) である。

さらに、条例第 3 条は、実施機関が、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨を定めていることを踏まえると、関係当事者にとって、通常、他人には知られたくない情報である上記アの各非公開情報については、正当な理由なく公にされるべきものとは認められず、本件については、上記の最近の裁判例と異なる判断をする理由はない。

以上のことから、上記アの各非公開情報は、条例第 7 条第 1 号ただし書アの「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たらない。

ウ 条例第 7 条第 1 号該当性

以上により、上記アの各非公開情報は、非公開が妥当である。

(2) 条例第 7 条第 2 号ア該当性

ア 前記 1 (4) の非公開情報

本件訴訟に係るマンションの建物の状況、違反是正の方向性や具体的な検討内容を特定できる情報は、当該マンションの資産価値の下落を招くおそれのある情報であり、公表されていない情報である。

これが公にされた場合には、当該マンションの所有者が法人の場合には、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、同号アに該当することから、非公開が妥当である。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第 6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成 27 年 8 月 28 日	諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成 27 年 9 月 3 日	異議申立人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成 27 年 12 月 3 日 (第 143 回審査会)	審議 (事案の経過・概要等)

平成27年12月25日 (第144回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成28年 2月 2日 (第145回審査会)	審議
平成28年 2月10日	答申